

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年8月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

4件

国民年金関係

4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800049号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800022号

第1 結論

平成8年1月から平成17年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年1月から平成17年3月まで

私は平成8年1月に会社を退職して国民年金に加入し、A市役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、B銀行のC市にあった支店で国民健康保険の保険料と一緒に国民年金保険料を納付したことは間違いない。A市からD市に転居した平成16年10月以後の国民年金保険料は、当時の妻が支払っていたと思う。

以前、年金事務所に同様の調査依頼をしたが、銀行への調査を行っていないとのことだったので、納得できない。

請求期間に係る国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA市に居住していた当時、請求期間の国民年金保険料を納付したとするB銀行の支店は、請求者が記憶している場所から判断すると同銀行のE営業部であると推認できるところ、同営業部は、請求期間当時の国民年金保険料の収納記録等は保存期間経過のため既に廃棄しており確認することができないと陳述している。

また、請求者は、D市に転居した平成16年10月以後の国民年金保険料は、当時の妻が支払っていたと思うとしているが、請求者がその妻への照会を希望していないことから、当時の事情を聴取できないため、当該期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、請求期間は約9年間と長期間にわたり、金融機関及び行政機関が同一人に対してこれほど長期間の事務処理を誤ったとは考え難い。

加えて、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間については、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800069 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800023 号

第1 結論

昭和 51 年 4 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 4 月から昭和 55 年 3 月まで

請求期間に係る国民年金保険料は、経営していた美容室の売上金から夫の保険料と一緒に支払った記憶がある。請求期間中は実際の住所と住民票を置いていた住所が相違していた時期や夫とは住民票上の住所が異なる時期もあったが、住所を変更しても未納がないように市役所や金融機関 (A 信用金庫本店又は B 銀行 C 支店 (現在は、D 銀行)) の窓口で納付書に現金を添えて支払っていた。

国民年金は将来のために必ず保険料を支払うようにしていたので、請求期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求者の国民年金手帳 (写し) に記載されている発行年月日により、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは昭和 49 年 8 月頃であると推認でき、請求者及びその夫のオンライン記録により、両者の国民年金手帳の記号番号 (以下「国民年金番号」という。) は連番であることが確認できるところ、請求者は請求期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に市役所や金融機関の窓口で納付したと主張している。

しかしながら、請求者の夫のオンライン記録では、請求者の請求期間に相当する期間のうち昭和 51 年 4 月から昭和 53 年 9 月までの期間は夫も国民年金保険料が未納と記録されている。

また、昭和 53 年 10 月から昭和 55 年 3 月までの期間 (18 か月) については、夫の国民年金保険料は納付済みと記録されているところ、請求者は、当該期間において夫は E 市から F 市 (現在は、G 市) に住民票を異動していたが、請求者自身が同市に住民票を異動したか否かは記憶が定かでないとしている上、時期について明確には覚えていないが、家庭の事情で請求者自身及び子のみ住民票を H 市に異動し、住民票上の住所が夫と相違していた期間があった旨陳述している。

さらに、請求者は請求期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に市役所又はA信用金庫本店若しくはB銀行C支店の窓口で納付していたとしているが、両者の住民票上の住所が自治体を異にする場合、請求者が自身の保険料と夫の保険料と一緒に同じ市役所の窓口で納付したとは考え難い上、A信用金庫本店及びB銀行C支店は、請求期間当時においていずれもF市の指定収納金融機関ではなく、これらの事情を踏まえると、昭和53年10月から昭和55年3月までの期間に係る保険料について、配偶者である夫が納付済みであることのみをもって請求者が納付したものと推認することは困難である。

加えて、E市、G市及びH市の国民年金担当部署の回答によれば、いずれの市においても請求期間当時の関係資料は残っておらず、請求者の具体的な国民年金加入状況及び保険料納付状況を確認することはできない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索によっても、請求者の上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800071号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800024号

第1 結論

昭和53年1月から昭和54年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年1月から昭和54年12月まで

私は、当時の詳しいことは思い出せないが、請求期間の国民年金保険料は納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日により、昭和58年7月頃に行われたことが推認できるところ、当該加入手続時点において請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録では、請求期間は国民年金に未加入の期間とされている。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に上記以外の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続時期、請求期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法について、全く覚えていないと回答しているため、請求期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800089 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800025 号

第 1 結論

昭和 52 年 * 月から昭和 57 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 * 月から昭和 57 年 6 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに、母が経営していた旅館に来ていた集金人を通じて、私の国民年金の加入手続を行い、母と私の保険料を納付していた。

母からは、私の国民年金保険料は 20 歳からずっと納付しており、遡って納付したことはないと聞いている。

請求期間の記録が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号 (以下「国民年金番号」という。) は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 59 年 9 月頃に払い出されたことが認められ、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたことが推認できるところ、当該加入手続時点において請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、請求者は母親から国民年金保険料を遡って納付したことはない旨を聞いていると主張しているが、請求者に係るオンライン記録によれば、上記加入手続時点において遡及納付が可能な昭和 57 年 7 月以後に係る過年度保険料が納付済となっており、請求者が主張している内容とは相違している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記の国民年金番号以外に別の国民年金番号は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。